官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔府　令〕
○日本学術会議の成立時総会の招集の通知に関する内閣府令（内閣府六二）　一
〔法規的告示〕
○知床国立公園知床五湖利用調整地区について環境大臣が定める利用者の人数の範囲を定める件の一部を改正する件（環境三五）　二
〔その他告示〕
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務六四）　二
○返納を命じた旅券を無効とする件（外務二四四、二四五）　二
○保安林の指定をする件（農林水産一〇五八～一〇七三）　三
○特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群）に関する令和八管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（同一〇七四）　四
○登録確認機関である一般財団法人沿岸技術研究センターの登録事項の変更に関する件（国土交通一〇〇〇）　五
○海上における水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（防衛一九四～一九六）　五
○海上における水上標的に対する射撃訓練を実施する件（同一九七、一九八）　六
○海上における射撃訓練を実施する件（同一九九）　六
○道路に関する件（関東地方整備局一九〇～一九二）　七
○道路に関する件（九州地方整備局七八）　七
〔国会事項〕　七
法務省　防衛省　最高裁判所
〔人事異動〕　七
除籍が滅失した件（法務省告示配一一三）　七
〔公　告〕　七
諸事項　七
裁判所　七
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生、所有者不明関係　七
会社その他　二六

府令

○内閣府令第六十三号

日本学術会議法（令和七年法律第七十号）附則第二十二条第二項の規定に基づき、日本学術会議の成立時総会の招集の通知に関する内閣府令を次のように定める。

令和八年七月二十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

日本学術会議の成立時総会の招集の通知に関する内閣府令

第一条　成立時総会の招集の通知（日本学術会議法（令和七年法律第七十号。以下この条において「法」という。）附則第二十二条第二項に規定する通知をいう。以下この条及び次条において「通知」という。）は、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。次条第三号において同じ。）により行うものとする。ただし、法附則第三条第一項に規定する会員予定者として指名された者又は日本学術会議法（昭和二十三年法律第百二十一号）第七条第一項に規定する日本学術会議会員である者（その任期が令和八年九月三十日までのものを除く。）から求めがあった場合には、書面により通知を行うことができる。

第二条　通知には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一　成立時総会の日時及び場所

二　成立時総会の目的である事項

三　通知を受けた者であって、成立時総会に出席しないものが電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、その旨

四　通知を受けた者であって、成立時総会に出席しないものが書面によって議決権を行使することができることとするときは、その旨

附　則

（施行期日）

1　この府令は、公布の日から施行する。

（この府令の失効）

2　この府令は、令和八年九月三十日限り、その効力を失う。